

しろあり防除施工士規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、しろありの防除施工を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正を図り、もってしろあり防除施工の確実性と安全性を確保し、防除の万全を期することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程でしろあり防除施工士（以下「防除士」という。）とは、第4条による防除士の登録をした者でしろありの予防又は駆除の業務を行う者をいう。

2 この規程で予防又は駆除とは、公益社団法人日本しろあり対策協会（以下「本会」という。）の定める防除施工標準仕様書による施工をいう。

(義 務)

第3条 防除士は、本会が認定したシロアリ防除薬剤を使用し、本会が定めた防除施工標準仕様書に従って、しろありの予防又は駆除の施工を確実、かつ、安全に行わなければならない。

2 防除士は、本会が発行するしろあり防除施工士証（以下「証明証」という。）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 防除士は、事業所又は所属する営業所において、公衆の見やすい場所に本会が発行するしろあり防除施工士登録証（以下「登録証」という。）を掲示しなければならない。

第2章 登 録

(登 録)

第4条 防除士になろうとする者は、本会の行う防除士資格検定試験（以下「検定試験」という。）に合格し、しろあり防除施工士登録申込書（様式1）に別表1に定める登録手数料を添えて会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込があった場合においては、申込書を審査し、申込者が防除士となる資格を有すると認めるときは、防除施工士登録簿に登録すると共に申込者に登録証（様式2）及び証明証（様式3）を交付する。

3 前項の登録は、3年間有効とする。ただし、初回の登録は3年6ヶ月間を有効とする。

(登録事項)

第5条 防除施工士登録簿及び防除士更新登録簿に記載する事項は、次の通りとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名、生年月日、現住所、所属事業所名及び所在地
- 三 第10条の登録の取消の処分を受けた年月日

(登録事項の変更)

第6条 防除士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から1カ月以内に会長に届け出なければならない。

(登録更新の講習の受講義務)

第7条 防除士は、登録有効期間満了前6カ月以内に、本会が実施するしろあり防除施工講習を受けなければならない。

(登録の更新)

第8条 登録の更新をしようとする者は、登録有効期間満了3カ月以前にしろあり防除施工士登録更新申込書(様式4)にしろあり防除施工講習修了証の写し及び別表1に定める登録更新手数料を添えて会長に提出しなければならない。

2 前項による申込があった場合においては、再度防除士更新登録簿に登録すると共に申込者に、登録証及び証明証を交付する。

3 前項の場合において第10条第2号から第4号までの各号に該当すると認められるときは、会長は理事会の議を経て、登録の更新を拒否することができる。

(終身しろあり防除施工士)

第8条の2 防除士の登録を受けている者で、次の各号の条件に該当し、理事会の承認を受けた者にあつては、第7条(登録更新の講習の受講義務)及び第8条(登録の更新)の規定は適用しないことができる。

- 一 登録施工業者会員に所属する防除士であること。
- 二 防除士の登録を受けてから21年以上経過していること。
- 三 年齢が70才以上であること。
- 四 連携団体の長の推せんがあること。

2 前項の適用を受けた者は「終身しろあり防除施工士」と称することができる。

3 終身しろあり防除施工士となった者は、社団法人日本しろあり対策協会定款第6条(入会)に定める防除士の資格は継続する。

(再交付の申請)

第9条 防除士は、登録証又は証明証を汚損し又は失った場合においては、ただちに再交付申請書(様式5)に別表1に定める再交付手数料を添えて会長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第10条 防除士が次の各号の一に該当する場合には、会長は理事会の議を経て登録を取消し得る。

- 一 第8条の登録の更新を6カ月以上怠ったとき。
- 二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。
- 三 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。
- 四 防除士として、社会の信用を失墜せしめる行為をしたとき。

(処分の通知)

第11条 登録の取消又は登録更新拒否の処分をしたときは、会長は、すみやかに文書をもって被処分者に通知しなければならない。

(異議の申立)

第12条 前項の規定により処分の通知を受けた者が、その処分に異議あるときは、処分を受けた日から1カ月以内に、理由書をもって会長に対し異議の申立をすることができる。